

春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人高齢者に対して外国人高齢者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、外国人高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「外国人高齢者」とは、日本国籍を有しない者で大正15年4月1日以前に出生したものをいう。

(支給の要件)

第3条 市長は、本市に居住する外国人高齢者で、次に掲げる要件を全て備える者（以下「受給資格者」という。）に対し、予算の範囲内で手当を支給する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載されていること。
- (2) 本市に引き続き1年以上居住していること。
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までの規定による永住許可を受けていること。
- (4) 厚生年金その他の公的年金を受給していないこと。

(手当額)

第4条 手当の額は、月額10,000円とする。

(支給の期間及び方法)

第5条 市長は、受給資格者が次条の規定による受給の決定を受けた日の属する月の翌月から第10条第1項の規定による受給資格を喪失した日の属する月まで手当を支給するものとする。

2 前項の手当は、次の区分により支払うものとする。

区 分	期 間	支払月
第1期	4月分から7月分まで	8月
第2期	8月分から11月分まで	12月
第3期	12月分から翌年3月分まで	翌年の4月

3 前項の規定にかかわらず、第10条の規定により受給資格を喪失した場合における受給資格を喪失した日の属する月までの期間の手当については、支給月を繰り上げて支払うことができる。

(申請及び決定)

第6条 手当の支給を受けようとする受給資格者(以下「申請者」という。)は、外国人高齢者福祉手当支給申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 永住許可を受けていることが確認できるものの写し
- (2) 受給資格の認定後において、次条第1項各号に掲げる者に同条第2項に規定する所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等所得を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書に添えて提出する書類等による証明事項を公簿等によって確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を外国人高齢者福祉手当支給決定通知書(第2号様式)又は外国人高齢者福祉手当受給資格認定却下通知書(第2号様式の2)により申請者に通知するものとする。

(支給の停止)

第7条 市長は、次に掲げる者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、国民年金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の国

民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金の支給停止に関する規定により、その給付の金額が支給停止を受けることとなる限度額を超えるときは、その年の4月分から翌年の3月分まで、手当の支給を停止する。

- (1) 受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）
- (2) 受給者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (3) 受給者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該受給者の生計を維持するもの（以下「主たる扶養義務者」という。）

2 受給資格の認定が行われた日の属する年度に係る月分の手当は、前項各号に掲げる者の前年（当該認定が行われた日が1月1日から2月末日までの間にあるときは、前前年）の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同項に定める額を超えるときは、その支給を停止する。

3 前2項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2号第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額はその所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額（同法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第4項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第33条の4第4項において準用する同条第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条第6項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

（補助金の交付方法）

第8条 市長は、前条に定めるもののほか、受給者が次の各号のいずれかに該当するとき又は手当の支給が著しく公益に反すると認められるときは、手当を支

給しない。

(1) 正当な理由がなく、第13条の規定による報告又は必要な書類の提出を怠ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、認定を受けたとき。

(支給停止の通知)

第9条 市長は、前2条の規定により手当の支給停止をするときは、外国人高齢者福祉手当支給停止通知書（第3号様式）によりその旨を受給者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により手当の支給を停止された者の停止の理由が消滅したと認めたときは、外国人高齢者福祉手当支給停止解除通知書（第3号様式の2）によりその旨を当該者に通知するものとする。

(受給資格の喪失等)

第10条 受給者が、第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき又は受給者が死亡したときは、当該至った日又は死亡した日に受給資格を喪失する。

2 前項の規定により受給資格を喪失したとき、受給者（受給者が死亡した場合は、死亡した受給者の親族又は同居者）は、喪失の日から14日以内に外国人高齢者福祉手当受給資格喪失届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失等通知)

第11条 市長は、受給者が受給資格を喪失し、かつ、前条第2項の届出がない場合に限り、外国人高齢者福祉手当受給資格喪失等通知書（第5号様式）により、その旨を受給者（受給者が死亡した場合は、前条第2項の規定により資格喪失届を提出しなければならない者）に通知するものとする。

(受給者が死亡した場合の支給)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で、未支給のもの（以下「未支給手当」という。）があるときは、次に掲げる遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に未支給手当を支給することがある。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 未支給手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。

3 第1項の規定により未支給手当を受給しようとする者は、外国人高齢者福祉手当未支給分請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（現況の報告）

第13条 受給者は、受給資格の認定を受けた年度の翌年度以降において、その現況について、現況報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年6月1日から同月15日までの間に、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条第1項各号に掲げる者に、同項に規定する所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等所得を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

（変更の届出）

第14条 受給者は、氏名又は住所を変更したときは、その日から14日以内に外国人高齢者福祉手当受給資格変更届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第15条 受給者は、手当の支給を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（返還命令）

第16条 市長は、偽りその他不正な手段により、手当の支給を受けた者がいるときは、その者に対して、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(備付書類)

第17条 市長は、外国人高齢者福祉手当受給者台帳を作成するものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱の規定は、平成8年4月以降の月分の手当から適用し、平成8年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱第4条の規定は、平成17年4月以降の月分の手当から適用し、同年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市外国人高齢者福祉手当支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。